

株券等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株券等に関する業務規程施行規則（平成 14 年 6 月 17 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（同意書）</p> <p>第 5 条 規程第 10 条第 1 項に規定する書面は、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「同意書」という。）とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） <u>情報取扱責任者（次条に規定する機構への通知又は機構が行う照会に対する報告その他会社情報の通知に係る連絡を掌る者をいう。）の役職名及び氏名</u></p>	<p>（同意書）</p> <p>第 5 条 規程第 10 条第 1 項に規定する書面は、次に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「同意書」という。）とする。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5） <u>機構に届出を要する事項を記載した書面</u></p>
<p>（会社からの決議等の通知）</p> <p>第 6 条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第 12 条第 3 項各号に該当した場合は、<u>直ちに</u>その内容を機構に対して通知（第 4 号から第 8 号まで及び第 24 号に掲げる事項（第 8 号については、株式の併合又は株式無償割当てに係る事項に限る。）にあつては、株券提出案内及び自己株式等預託通知書を含む。）するものとする。その株券について金融商品取引所への上場の廃止（以下この条及び次条において「上場廃止」という。）の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>（1）～（22）（略）</p> <p>（23） <u>情報取扱責任者の変更</u></p> <p>（24）・（25）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 投資証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該投資証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その投資証券について上場廃止の原因となる事実が</p>	<p>（会社からの決議等の通知）</p> <p>第 6 条 株券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該株券に関する権利等に係る重要な事項について決議若しくは決定を行った場合又は規程第 12 条第 3 項各号に該当した場合は、その内容を機構に対して通知（第 4 号から第 8 号まで及び第 24 号に掲げる事項（第 8 号については、株式の併合又は株式無償割当てに係る事項に限る。）にあつては、株券提出案内及び自己株式等預託通知書を含む。）するものとする。その株券について金融商品取引所への上場の廃止（以下この条及び次条において「上場廃止」という。）の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>（1）～（22）（略）</p> <p>（23） <u>機構との連絡部署の変更</u></p> <p>（24）・（25）（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 投資証券の発行者は、次に掲げる事項その他の当該投資証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その投資証券について上場廃止の原因となる事実が</p>

新	旧
<p>発生した場合も同様とする。</p> <p>(1) ~ (14) (略)</p> <p>(15) <u>情報取扱責任者の変更</u></p> <p>5 協同組織金融機関は、次に掲げる事項その他の当該協同組織金融機関の優先出資証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その協同組織金融機関の優先出資証券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1) ~ (17) (略)</p> <p>(18) <u>情報取扱責任者の変更</u></p> <p>6 <u>前各項の通知を行う場合において、</u>定款（投資証券の発行者にあつては規約）及び株式取扱規則（投資証券の発行者にあつては優先出資取扱規則）が変更された場合には、当該変更後の定款及び株式取扱規則をも提出するものとする。</p>	<p>発生した場合も同様とする。</p> <p>(1) ~ (14) (略)</p> <p>(15) <u>機構との連絡部署の変更</u></p> <p>5 協同組織金融機関は、次に掲げる事項その他の当該協同組織金融機関の優先出資証券に関する権利等に係る重要な事項について決議又は決定を行った場合は、その内容を機構に対して通知するものとする。その協同組織金融機関の優先出資証券について上場廃止の原因となる事実が発生した場合も同様とする。</p> <p>(1) ~ (17) (略)</p> <p>(18) <u>機構との連絡部署の変更</u></p> <p>6 <u>前各項の通知は、通知すべき事項の公表後、</u><u>所定の通知書の提出により行うものとする。これらの場合において、</u>定款（投資証券の発行者にあつては規約）及び株式取扱規則（投資証券の発行者にあつては優先出資取扱規則）が変更された場合には、当該変更後の定款及び株式取扱規則をも提出するものとする。</p>

## 2. 附則

この改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

以 上